

改正

現行

陸上空港の施設の設置基準と解説

陸上空港の施設の設置基準と解説

平成 31 年 3 月  
(令和 3 年 4 月一部改正)

平成 31 年 3 月

国土交通省航空局

国土交通省航空局

陸上空港の施設の設置基準と解説  
改正履歴表

改正番号	改正年月日	適用年月日	項番号	改訂概要
国空安企第 349 号	平成 31 年 3 月 29 日	平成 31 年 4 月 1 日	全体	陸上空港の施設の設置基準と解説の制定
国空安企第 18 号	令和 3 年 4 月 26 日	令和 3 年 4 月 26 日	1.5 3.7.3 3.12.5	一部改正

陸上空港の施設の設置基準と解説  
改正履歴表

改正番号	改正年月日	適用年月日	項番号	改正概要
国空安企第 349 号	平成 31 年 3 月 29 日	平成 31 年 4 月 1 日	全体	陸上空港の施設の設置基準と解説の制定

**第1章 総則**

1.1～1.4 (略)

1.5 飛行場基準コード

(省令 75 条関係)

(略)

(1)～(4) (略)

(5) FWT (Folding Wing Tips : 折りたたみ翼端) を有する航空機は、翼端の展開・折りたたみ操作により翼幅が変化する。このため、FWT を有する航空機が使用する陸上施設ごとにその運用(翼端の展開・折りたたみ操作を行う位置)を考慮し、それぞれの位置における翼端形状及び翼幅に応じたコード文字を適用する必要がある。

**第3章 空港の施設**

3.1～3.6 (略)

3.7.1・3.7.2 (略)

3.7.3 交差部及び曲線部における誘導路の形状

(1) 交差部及び曲線部における誘導路中心線は、就航する航空機の旋回性能、走行速度、翼幅から固定障害物までの距離を考慮し、航空機が安全に走行できる曲線を有すべきである。

(2) (略)

(1) 3.7.5 に示す誘導路と誘導路との中心線間隔において航空機が 180 度旋回する場合の誘導路中心線の曲線半径は、以下に示すとおりである。

コード文字	曲線半径
A	11.5m 以上
B	16m 以上
C	22m 以上
D	31.5m 以上
E	38m 以上
F	45.5m 以上

**第1章 総則**

1.1～1.4 (略)

1.5 飛行場基準コード

(省令 75 条関係)

(略)

(1)～(4) (略)

(新設)

**第3章 空港の施設**

3.1～3.6 (略)

3.7.1・3.7.2 (略)

3.7.3 交差部及び曲線部における誘導路の形状

(1) 誘導路中心線の曲線半径は、以下の規格を有するべきである。ただし、他の誘導路との間隔により確保できない場合は、航空機の旋回性能、走行速度等を考慮して縮小することができる。

コード文字	曲線半径	
	一 滑走路と誘導路の交差部	二 一に規定する部分以外の部分
A	20m 以上	10m 以上
B	20m 以上	20m 以上
C、Dのプロペラ機	30m 以上	30m 以上
C	41.5m 以上	30m 以上
D	41.5m 以上	41.5m 以上
E、F	60m 以上	60m 以上

(2) (略)

(新設)

<p>(2) 一般的に、エプロン誘導路やスポット誘導経路を走行する航空機は、その他の誘導路を走行する航空機よりも比較的低速で走行している傾向があること等を理由として、(1)に示す曲線半径によらない場合は、航空機の運航や空港の運用への影響を考慮した値を設定する必要がある。</p> <p>(3) 一般的に、誘導路中心線の曲線半径に大きな値を用いることにより、誘導路曲線部走行時の航空機の走行性や安全性を向上させることができる。これを踏まえ、コード文字がE又はFの場合、滑走路と誘導路の交差部の曲線半径を60m以上とすることが望ましい。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 航空機の車輪軌跡を推定する<u>方法及び誘導路中心線の曲線半径における航空機の許容走行速度</u>については、「Aerodrome Design Manual (Doc9157), Part2」に示されている。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 交差部及び曲線部の形状は、<u>施設の設置後新たな大型航空機が就航する度にフィレットの拡幅等をせざるを得ない状況を避けるために、走行することが予想される航空機に対して冗長性を持たせたフィレットを設定することが望ましい。</u>なお、冗長性を見込んだ誘導路交差部及び曲線部の設計例は、「<u>空港土木施設設計要領</u>」に示されている。</p> <p>(8) (略)</p> <p>3.7.4～3.7.8 (略)</p> <p>3.8～3.11 (略)</p> <p>3.12.1～3.12.4 (略)</p> <p>3.12.5 誘導路標識 (省令79条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 誘導路標識で誘導路名称を標示する際は、1文字若しくは2文字の英文字の名称(例:A、AB等)又は1文字若しくは2文字の英文字と数字の組み合わせからなる名称(例:A1、AB1等)とすべきである。また、異なる誘導路には異なる名称を使用すべきである。</p> <p>(3) 誘導路標識で標示する誘導路名称には、英文字I(アイ)、O(オー)、X(エックス)を除いた文字を使用すべきである。</p> <p>(4) (略)</p> </div> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>3.12.6・3.12.7 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 航空機の車輪軌跡を推定する<u>方法</u>は、「Aerodrome Design Manual (Doc9157), Part2」に示されている。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 交差部及び曲線部の形状は、<u>走行することが予想される航空機のうち最も大きな形状を必要とする航空機を対象に設定することが望ましい。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>3.7.4～3.7.8 (略)</p> <p>3.8～3.11 (略)</p> <p>3.12.1～3.12.4 (略)</p> <p>3.12.5 誘導路標識 (省令79条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) (略)</p> </div> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>3.12.6・3.12.7 (略)</p>
--	---

附 則

この通達は、令和3年4月26日から施行する。